

天理市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版 令和5年3月

1. 計画策定の背景と目的

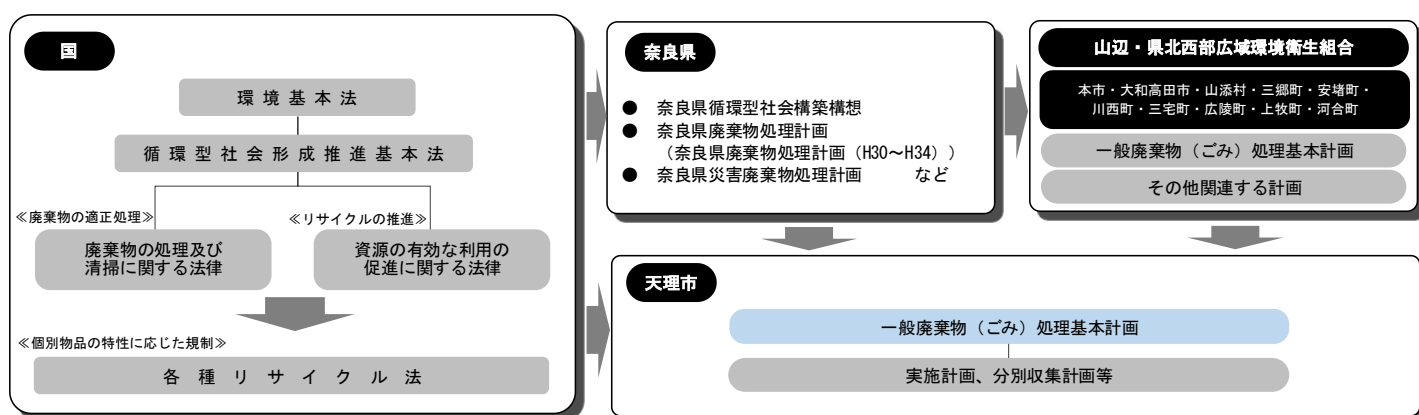
天理市（以下、「本市」という。）は、平成30年3月に令和14年度を目標年度とした「天理市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、それに則りごみ減量化・適正処理を推進してきました。また、天理市環境クリーンセンターが供用を開始してから約38年経過しており、老朽化が進んでいることから、近い将来、新しい施設を整備することで検討を進めてきました。一方、その他周辺の市町村についても、既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量が減少傾向にあることや既存施設の維持管理費等を考慮した結果、行政効率の向上、ごみ施設の有効活用（発電・余熱利用等）などを図り、安定的なごみ処理の継続確保を目的に、広域処理を行う方針としました。それらを受けて、平成27年8月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認を行い、本市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町の10市町村（以下、「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成28年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下、「広域組合」という。）が設立されました。

広域組合では、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下、各施設を「新焼却施設」、「新粗大・リサイクル施設」といい、併せて「新ごみ処理施設」という。）の整備をすすめています。新ごみ処理施設は、令和7年度の供用開始を目標としており、施設の稼働開始に合わせて、広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）では、本市のごみ処理の現状を把握したうえで、処理体制等について検討・整理するとともに、前回計画及び国・県の方針を踏まえて目標及び施策を検討することを目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度を初年度、令和19年度を最終年度とした、15年間の計画とし、中間目標年度は初年度から5年後の令和9年度、10年後の令和14年度とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化、計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

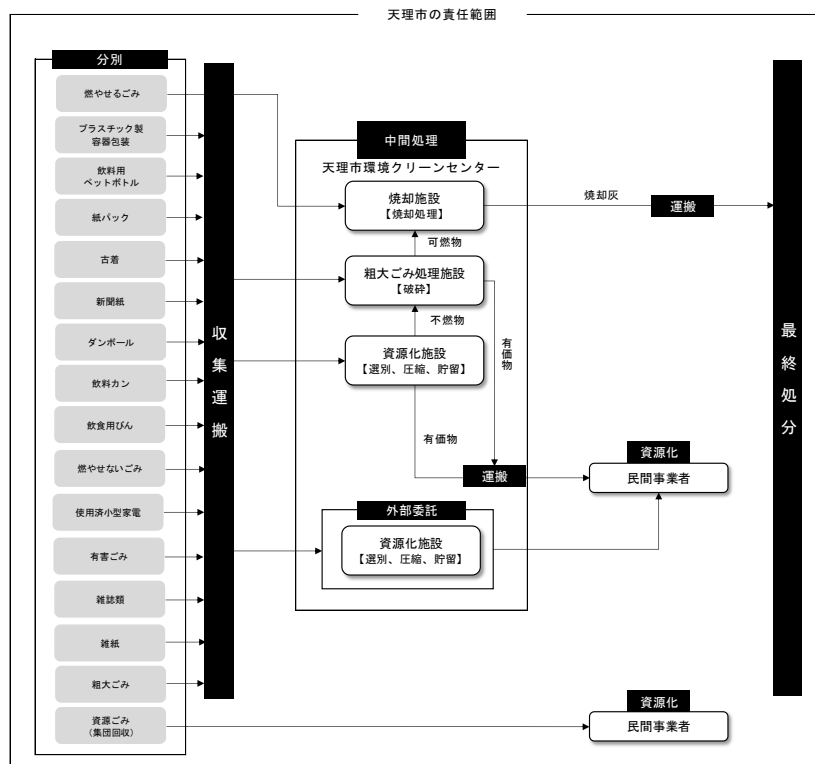
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
策定年度	◆															
計画期間		◆														◆
中間目標						◆					◆					
計画目標																◆

4. 計画策定の範囲

本計画は、一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは廃棄物処理法によると、第2条第2項の規定に「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、廃棄物処理法第6条第1項では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本市は、本区域で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分 of 適正な処理の役割を担っていきます。

本計画では循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定しますが、将来においてごみの広域処理が計画されていることから、広域組合及び構成市町村との連携・調整を図り、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図っていきます。



5. 本市の現状及び課題

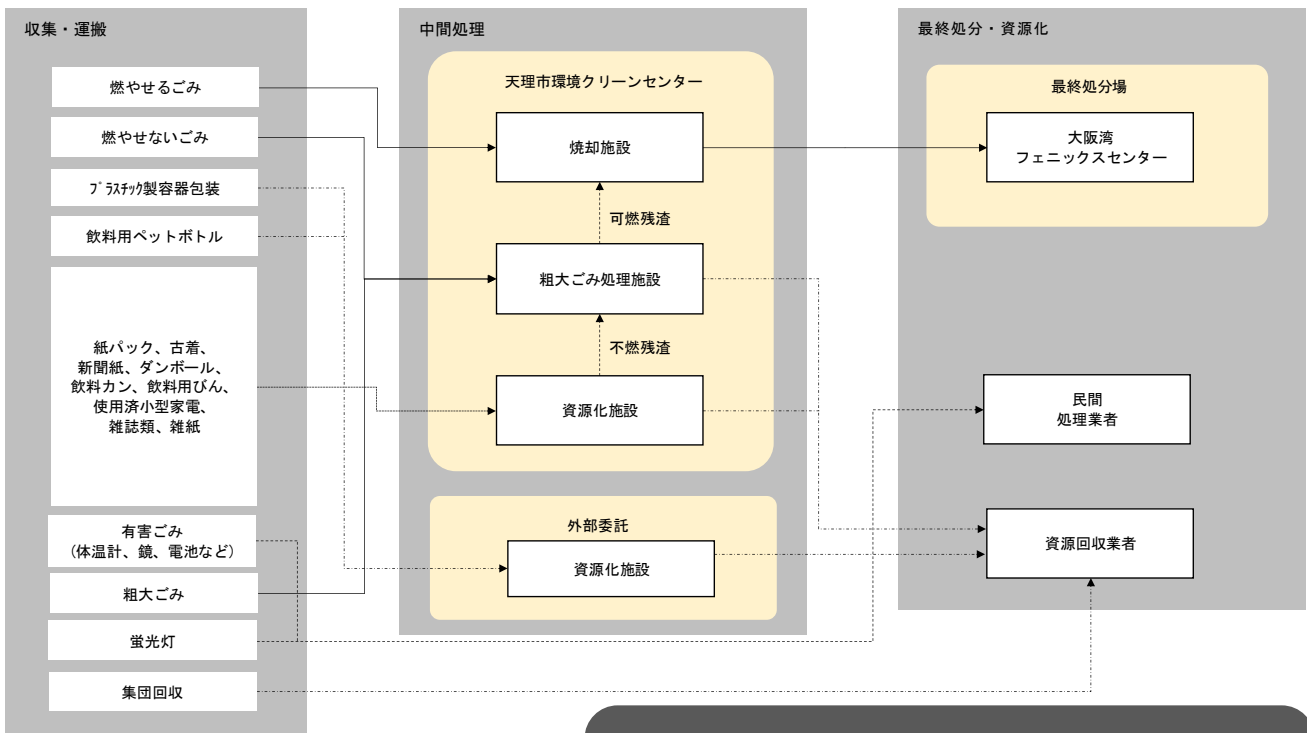
1) ごみ処理の現状

①ごみの分別区分とごみ処理フロー

家庭から排出される一般廃棄物を「家庭系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。

本市では家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみに集団回収（子供会・PTA 等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」としています。

家庭系ごみは燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみと資源物を分別して収集しています。



②ごみ総排出量・資源化率の実績

ごみ総排出量は減少傾向にあり、ごみ総排出量原単位（1人1日当たりのごみ総排出量）は令和元年度以降減少しております。

また、資源化率は令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度で減少し、10.8%となりました。

図 1 ごみ処理フロー

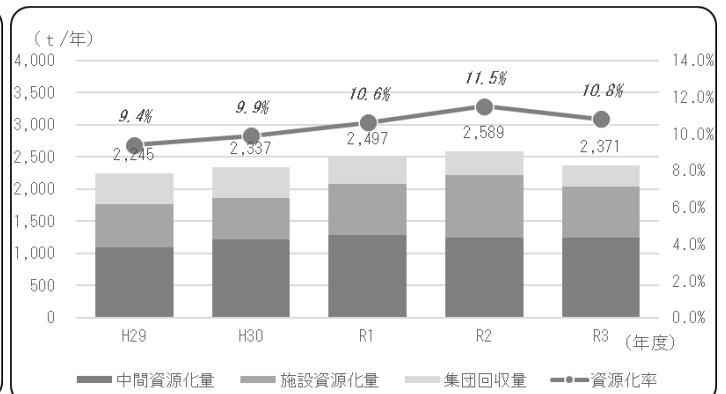
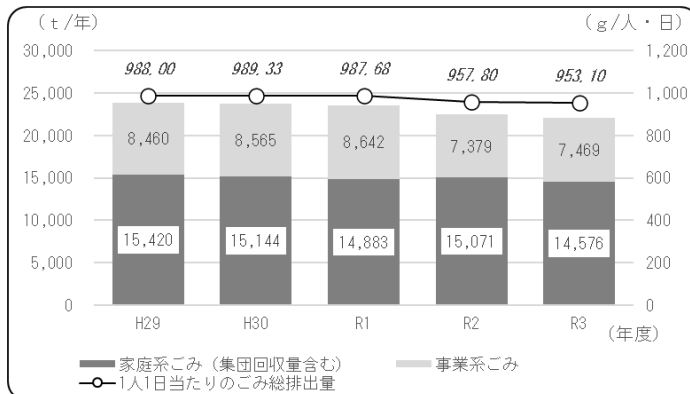


図 2 ごみ総排出量の推移

図 3 資源化率の推移

2) ごみ処理の課題

■ 排出抑制

- ・ごみ総排出量は前回計画の目標値を達成し、ごみ総排出量原単位も前回計画の目標値を達成しています。
- ・ごみ総排出量原単位を見ると、事業系ごみは平成 29 年度と比較して令和 3 年度は減少しているのに対し、家庭系ごみはほぼ横ばいで推移しています。ごみ総排出量原単位を減らすには家庭系ごみを減らしていく必要があります。
- ・ごみ組成調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみには再生利用可能な紙類が約 11%含まれていることから、紙類の分別を徹底することが資源化率の向上につながると考えられます。

■ 資源化

- ・本市の資源化率は類似都市に比べ低い状況にあります。
- ・直接資源化量及び施設資源化量は増加した一方で、集団回収量は大幅な減少傾向にあります。

■ 収集・運搬

- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法などを見直すとともに、市民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要があります。

■ 中間処理

- ・本市が所有する中間処理施設はごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設の 3 施設となっており、ごみ焼却施設は昭和 57 年に、粗大ごみ処理施設は昭和 52 年に稼働開始し、老朽化が進んでいます。そのため、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

■ 最終処分

- ・本市の最終処分率は、類似都市に比べ高い状況にあります。
- ・本市では、ごみの直接埋立は行っておらず、燃やせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理を行い、残渣については、燃やせるごみと併せて焼却し、埋立てを行っています。最終処分率が類似都市に比べ高いのは、資源化率が低く可燃ごみの割合が多いことが要因と考えられます。

■ その他

- ・本市の人口一人一日当たりの年間処理経費は、平成 30 年度実績によるごみ処理システムの評価結果によると、類似都市に比べほぼ平均的な値です。

6. ごみ処理基本計画

1) 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

現状のまま推移した場合、目標年度の令和 19 年度には、ごみ総排出量原単位は 843 g/人・日、ごみ総排出量は 18,464 t/年に減少することが見込まれます。

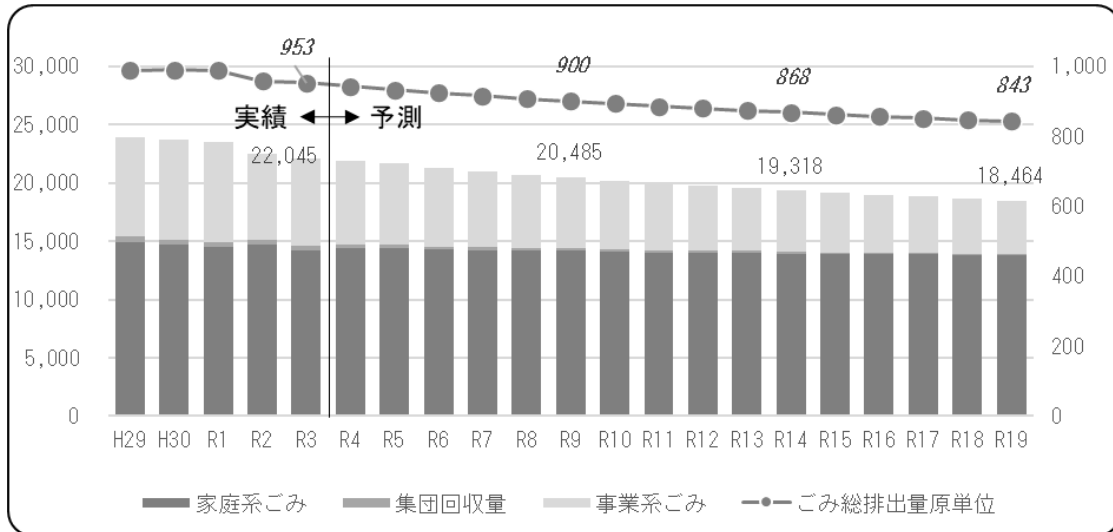


図 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計

2) ごみ処理の基本理念と目標

基本理念 天理市のあるべき資源循環型社会の実現

■ ごみ処理の基本方針

基本方針 1 排出抑制を最優先に、市民・事業者・行政の協力に基づいた 3 R の推進

排出抑制の意義と 3 R の優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、市民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となつてごみの減量化・資源化の強化を図ります。

基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理の広域化に伴うごみ分別区分の変更など、ごみ処理についての情報提供を十分に行い、市民の理解を得るとともに、市民の目線に立った、ごみ処理サービスの提供に努めます。

基本方針 3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な施設整備の推進

広域組合が整備する新ごみ処理施設が令和 7 年度中に稼働開始する予定のため、本市の既存のごみ処理施設の円滑な運転管理を実施し、新ごみ処理施設の稼働までの適正処理の維持・管理に努めます。

基本方針 4 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や強靱なごみ処理システムの構築に努めます。

■ 数値目標

数値目標項目	現状	目標値		
	基準年度 (令和3年度)	中間目標年度 (令和9年度)	中間目標年度 (令和14年度)	計画目標年度 (令和19年度)
①ごみ総排出量原単位	953.10g/人・日	895.29g/人・日	861.50g/人・日	835.22g/人・日
令和3年度比	—	−6ポイント以上	−9ポイント以上	−12ポイント以上
②ごみ総排出量	22,045t/年	20,375t/年	19,175t/年	18,299t/年
令和3年度比	—	−7ポイント以上	−13ポイント以上	−17ポイント以上
③資源化率 (収集量ベース)	7.1%	8.3%	9.3%	10.3%
令和3年度比	—	1ポイント以上	2ポイント以上	3ポイント以上

3) 数値目標を達成した場合のごみ排出量推計

数値目標を達成した場合、目標年度の令和19年度には、ごみ総排出量原単位は835g/人・日、ごみ排出量は18,299t/年まで減少します。

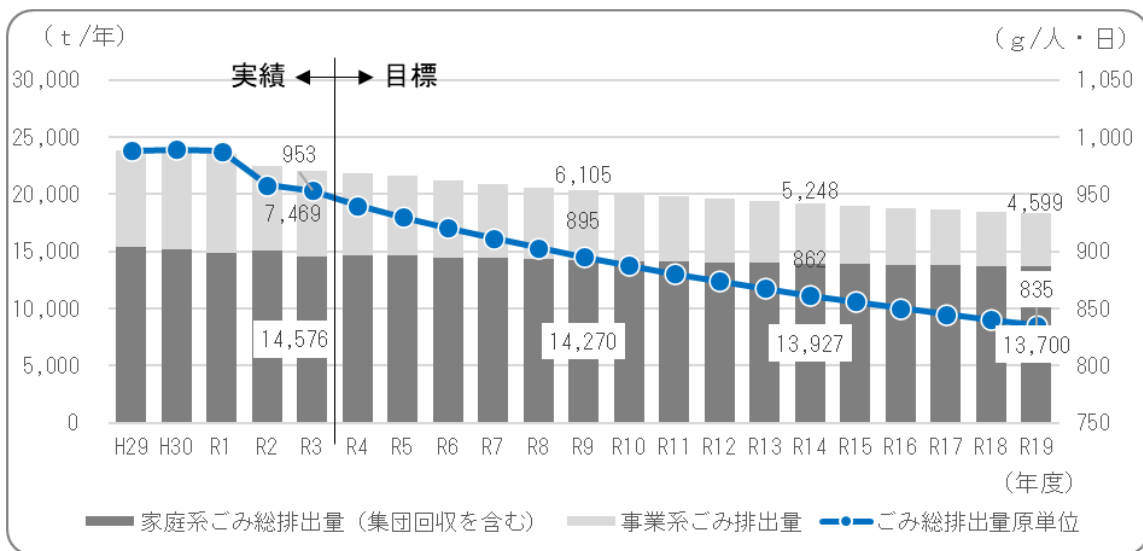


図 数値目標を達成した場合のごみ排出量に推計

4) 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

令和7年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である令和19年度時点における、将来の本市の処理対象ごみ及び品目は、家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、収集及び自己搬入する15品目を広域組合で処理するものとしま

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
処理対象品目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	プラスチック製容器包装
	ペットボトル	ビン	アルミ缶	スチール缶
	新聞紙	ダンボール	雑誌類・雑紙	紙バック
	古着	小型家電	有害ごみ	

図 将来のごみ処理対象

5) 将来のごみ処理フロー

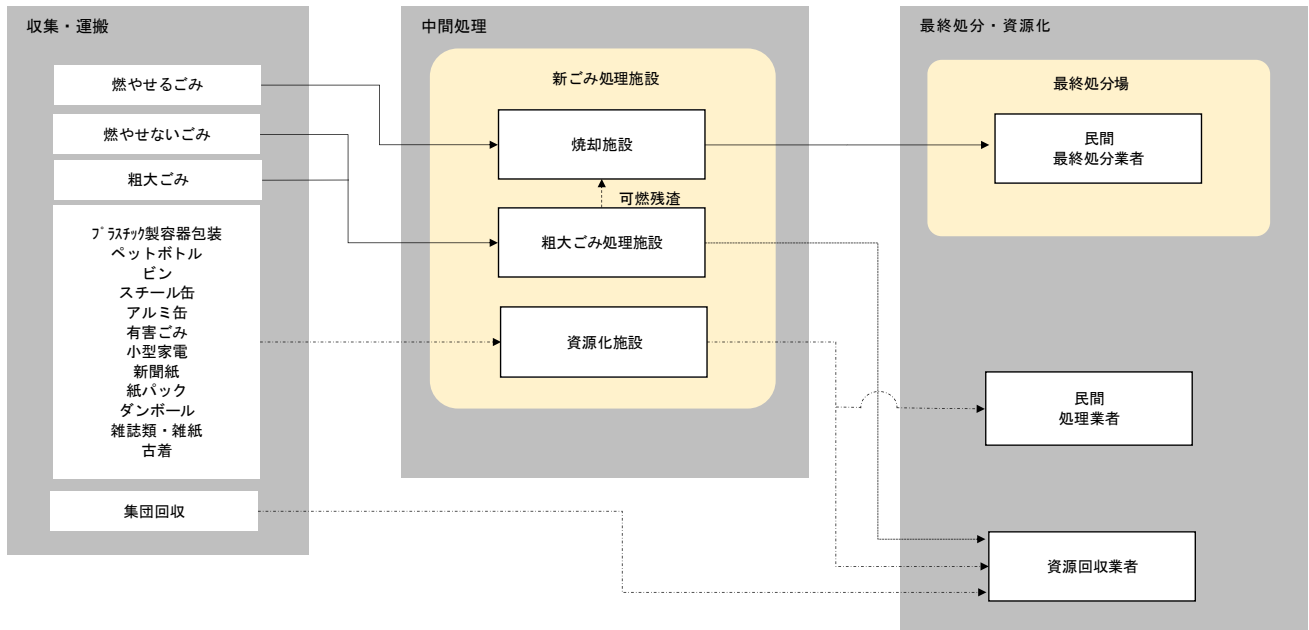


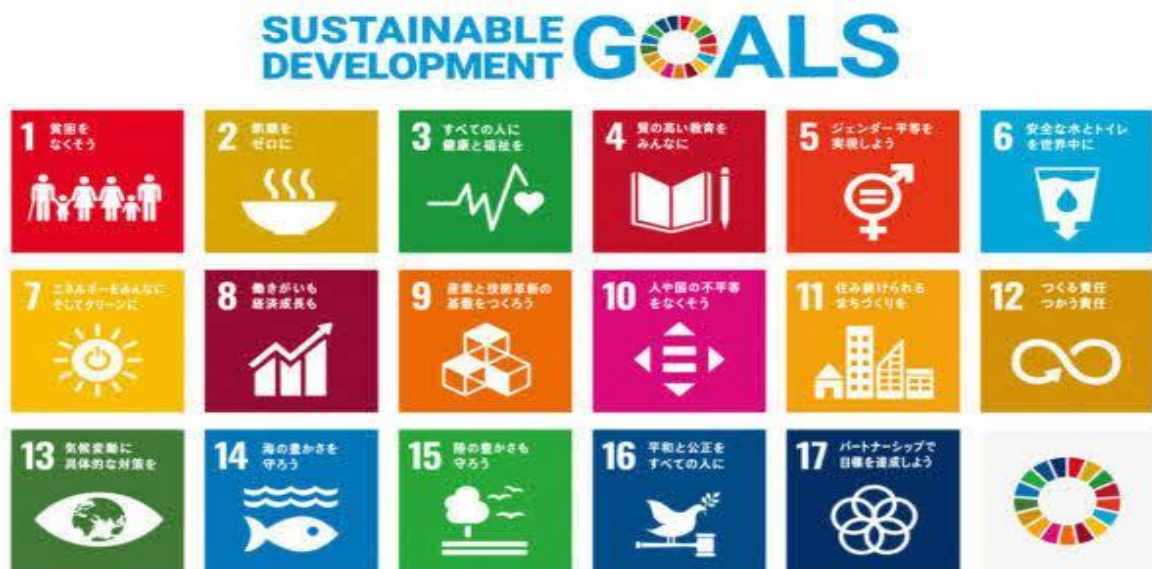
図 将来のごみ処理フロー

コラム

○「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) とは

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が 2030 年までに取り組む 17 分野の目標のことで、清算と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

廃棄物分野においては、目標 12「つくる責任 つかう責任」というものがあり、11 のターゲットがあります。それに廃棄物の管理や削減する取り組みの内容が含まれています。



7. 目標達成に向けた基本施策

基本理念	基本方針	基本施策	具体的施策	重み付け	分類
天理市のあるべき資源循環型社会の実現	基本方針1 市民・事業者・行政の協力を最優先に、排出抑制を最優先に、3Rの推進に基づいた	施策1.1 「ごみゼロ生活」の推進	① ごみとなるものを家庭に持ち込まない ② 調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす		2
		施策1.2 事業系の自主的な取組の推進	① 多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める		
		施策1.3 各種リユースの促進	① 不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる ② リユース食器の利用を促進する		
		施策1.4 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討	① 廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する		
		施策1.5 廃棄物の再生利用の促進	① 資源ごみの分別を徹底する ② 広域処理開始に向け新たな分別区分の検討と周知を徹底する	重点	強化
	基本方針2 ごみ処理サービスの向上	施策2.1 新ごみ処理施設を踏まえた新収集・運搬体制の構築	① 新収集・運搬体制を構築する		
		施策2.2 市民サービスの向上	① 高齢化社会を踏まえ、市民サービスを向上する		
		施策2.3 事業系ごみの適正排出体制の構築	① 事業系ごみの分別排出を徹底する ② 事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う ③ 小規模事業者の事業系ごみ収集の継続		
	基本方針3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な施設整備の推進	施策3.1 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備	① ごみ処理広域化を推進する ② ごみ処理広域化への参画		
		施策3.2 最終処分の削減	① ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する	重点	
	基本方針4 安心・安全・廃棄物の処理の構造的な	施策4.1 ごみ処理に関する情報提供の充実	① ごみ処理に関する情報提供の充実		
		施策4.2 ごみ処理に関する啓発活動の充実	① 環境教育・学習の実施 ② 社会教育の実施		4
		施策4.3 適正処理困難物への対応強化	① 適正処理困難物への対応強化		
		施策4.4 不法投棄防止の推進	① 不法投棄防止の推進		
		施策4.5 計画の進行管理	① 計画の進行管理		
		施策4.6 災害への備え	① 災害時に備えたルール・体制づくり		新規

SDGs				ごみ処理責任の明確化			
				市民の取り組み	事業者の取り組み	行政の取り組み	
12	17	マイバッグ・マイボトル等の利用促進 詰め替え製品の活用			マイバッグや詰め替え商品等利用の呼びかけ		
12	17	食べ切り運動の実施 食品購入量の見直し			3010運動の推進 ドギーバックへの対応	パンフレット掲載などによる啓発活動	
12	15	17				計画の提出・実施	計画作成の呼びかけ 排出抑制や減量化の実施の指導
12	15	17	フリーマーケットの活用			フリーマーケットの開催の検討	
12	15	17				イベント時のリユース食器の導入	
	15	17				廃棄物系バイオマスの有効利用の検討	
12	15	17	分別排出の徹底	分別排出の徹底	持込ごみの分別指導の実施 雑紙保管袋の配布		
	17	分別排出の徹底			分別排出の徹底	分別区分の周知	
	17				効率的な収集・運搬体制の検討		
11	17				ぬくもり収集の継続		
12	17				分別排出の徹底	分別指導の強化	
	17				適正排出の実施	展開検査の実施	
	17				小規模事業者の事業系ごみ収集の実施		
7	17				広域組合によるごみ処理広域化の推進		
7	9	15	17	広域組合によるごみ処理広域化への参画			
7	15	17	可燃ごみの減量 (資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等)	可燃ごみの減量 (資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等)	可燃ごみ減量の呼びかけ 分別区分の周知徹底		
	17				情報提供媒体の拡充		
	17				施設見学の実施		
	17	施設見学会の活用			施設見学の実施		
12	17	ごみの適正排出			適正処理困難物の回収	適正処理困難物回収の要請	
12	17	ごみの適正排出			ごみの適正排出	「不法投棄防止」等の看板の提供 不法投棄防止のためのパトロールの実施	
	17				進捗状況の評価		
11	17				災害廃棄物処理の体制づくり		

8. 施策実施スケジュール

	R5~R9	R10~R14	R15~R19
基本方針1 排出抑制を最優先に、市民・事業者・行政の協力に基づいた3Rの推進			
施策1.1 「ごみゼロ生活」の推進			
①ごみとなるものを家庭に持ち込まない			
②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす			
施策1.2 事業系の自主的な取組の推進			
①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める			
施策1.3 各種リユースの促進			
①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる			
②リユース食器の利用を促進する			
施策1.4 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討			
①廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する			
施策1.5 廃棄物の再生利用の促進			
①資源ごみの分別を徹底する			
②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する			
基本方針2 ごみ処理サービスの向上			
施策2.1 新ごみ処理施設を踏まえた新収集・運搬体制の構築			
①新収集・運搬体制を構築する			
施策2.2 市民サービスの向上			
①高齢化社会を踏まえ、市民サービスを向上する			
施策2.3 事業系ごみの適正排出体制の構築			
①事業系ごみの分別排出を徹底する			
②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う			
③小規模事業者の事業系ごみ収集の継続			
基本方針3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な施設整備の推進			
施策3.1 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備			
①ごみ処理広域化を推進する			
②ごみ処理広域化への参画			
施策3.2 最終処分の削減			
①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する			
基本方針4 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組みの構築			
施策4.1 ごみ処理に関する情報提供の充実			
①ごみ処理に関する情報提供の充実			
施策4.2 ごみ処理に関する啓発活動の充実			
①環境教育・学習の実施			
②社会教育の実施			
施策4.3 適正処理困難物への対応強化			
①適正処理困難物への対応強化			
施策4.4 不法投棄防止の推進			
①不法投棄防止の推進			
施策4.5 計画の進行管理			
①計画の進行管理			
施策4.6 災害への備え			
①災害時に備えたルール・体制づくり			

天理市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版
令和5年3月

発行 天理市 環境経済部 環境業務課
〒632-0084 奈良県天理市嘉幡町180番地
TEL 0743-64-3911